令和８年（フ）第１８８７号
福岡市博多区千代３丁目19番２―710号　新博多住宅２棟
債務者　白川　義基
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８９９号
福岡市博多区東比恵４丁目２番23―904号　サヴォイ　ラクアティック
債務者　村山　祐美
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９０７号
福岡市早良区田村３丁目７番18―201号　スカイアート10
債務者　美山　沙織
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９１４号
福岡市南区五十川１丁目８番16―206号　コンフォートハウスＳ
債務者　石原　秀人
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９１９号
福岡市早良区飯倉４丁目10番31―202号　コーポ美輪
債務者　梅野こずえ
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９３５号
福岡市早良区原団地57番505号
債務者　熊ケ谷晶子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９５１号
福岡市博多区上呉服町２番26―601号　フォルム・ビストゥール博多
債務者　島袋　将也
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９７０号
福岡市早良区室住団地39番401号
債務者　今井　翔
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９９８号
福岡市城南区片江４丁目13番９号　第２泰晃ビル　205号
債務者　尾中　俊持
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４４号
青森県八戸市吹上二丁目22番51号　フォローウィンド　Ｂ号室
債務者　清水　美穂
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第２２号
福島県相馬市北小泉字大山先105番地の２　ネオアースＡ202、前住所福島県いわき市平北白土字ネキ内30番地の４　ブランソルジュンⅡ102
債務者　青木　香織
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　福島地方裁判所相馬支部

令和８年（フ）第５８９号
栃木県塩谷郡高根沢町宝石台４丁目６番地１　サンビレッジ野中Ａ101号
債務者　船山明日香
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６０４号
栃木県宇都宮市陽南２丁目12番17号、前住所栃木県宇都宮市西原町556番地１　プレジール西原101号室
債務者　蕎麦田茉里
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６３３号
栃木県日光市高徳1464番地２、前住所栃木県宇都宮市簗瀬４丁目12番29号　ハイツマロン201
債務者　松本真理子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６６１号
栃木県小山市犬塚１丁目20番地16、前住所東京都八王子市鑓水82番地１　コンフォール206号
債務者　水落　智之
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１８７１号
神奈川県鎌倉市関谷403番地　第一千波荘102
債務者　山口　輝夫
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２７９号
横浜市神奈川区子安通３丁目365番地　メゾン・ド・エトレーヌ601号
債務者　浜岡由美子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　横浜地方裁判所第３民事部